

大阪市動物の愛護及び管理に関する条例第 11 条第 7 号に定める動物の愛護及び管理に関する法律第 35 条第 1 項の規定に基づく猫の引取りに係る手数料の免除決定に係る審査基準

- 1 大阪市動物の愛護及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第 13 条に規定する「特別の事由があると認めるとき」とは、具体的には、次の各号のいずれにも該当する場合とする。
  - (1) 市長に対して大阪市「多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術助成事業」実施要綱（以下「手術助成要綱」という。）第 6 条の規定に基づく申請を行い、手術助成要綱第 8 条第 1 項の規定に基づく認定を市長から受けており、手術助成要綱第 11 条第 1 項各号で規定する条件に適合する全ての認定猫の手術が終了していること。
  - (2) 市長に対して手術助成要綱第 6 条の規定に基づく申請を行い、手術助成要綱第 7 条の規定に基づく飼養状況等の確認のための調査によって、「生活環境を損なっている」と市長より認められていること。  
具体的には、次のアからカのいずれかに該当する場合とする。
    - ア 強烈な猫のにおいを感じる
    - イ 人に迷惑をかけるような鳴き声その他の猫の飼養に起因する音が発生している。
    - ウ 猫の毛が著しく飛散している。
    - エ 猫の排せつ物が目に付く。
    - オ 衛生害虫が多数発生している。
    - カ 地域住民から猫の飼養に起因する苦情等がある。
  - (3) 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法律」という。）第 35 条第 1 項の規定に基づき引取りを求める全ての猫が手術助成要綱第 11 条第 1 項に規定する不妊・去勢手術を受けていないこと。
  - (4) 法律第 35 条第 1 項の規定に基づく引取りを行った結果、申請者が飼養する猫による出産が起り得ない状況を確認できること。
  - (5) 手術助成要綱第 6 条の申請を行った際に、申請者が飼養していた未去勢のオス猫全て又は未不妊のメス猫全てを引取るものではないこと。
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第 13 条に規定する「特別の事由があると認めるとき」に当たらない。
  - (1) 条例第 13 条の規定による猫の引取り手数料の免除決定を受けた者が、免除対象となった猫全てを市長に引き渡した後に、再び大阪市動物の愛護及び管理に関する条例第 11 条第 7 号に定める動物の愛護及び管理に関する法律第 35 条第 1 項の規定に基づく猫の引取りに係る手数料の免除取扱要綱（以下「免除取扱要綱」という。）

に基づく申請を行う場合。

- (2) 条例第 13 条の規定による猫の引取り手数料の免除決定を取り消された者が、再び免除取扱要綱に基づく申請を行う場合。
- (3) 申請書の記載内容に虚偽がある場合。
- (4) 申請者において、申請者が飼養していない猫（所有者のいない猫を含む）の引取りを求めるものである場合。